

平成29年度

第2回 富士宮市都市計画審議会議事録

平成30年3月9日（金） 午後1時

富士宮市役所 5階 510会議室

審 議 案 件

- 議第1号 岳南広域都市計画地区計画 浅間町地区計画の変更（富士宮市決定）について
- 議第2号 岳南広域都市計画地区計画 中央駅前地区計画の変更（富士宮市決定）について
- 議第3号 岳南広域都市計画地区計画 神田地区計画の変更（富士宮市決定）について
- 議第4号 岳南広域都市計画地区計画 外神東地区計画の変更（富士宮市決定）について
- 議第5号 都市再生整備計画事業（富士宮駅周辺地区第3期）事後評価について

報 告 事 項

- (1) 富士宮市都市計画マスタープランの改定について（中間報告）
- (2) 景観重要公共施設の追加について（中間報告）
- (3) 来年度の都市計画変更予定案件について
(城山公園、田中青木線)

1 審議に出席した委員（12人）

藤 井 敬 宏 委員	菅 原 由美子 委員
鈴 木 俊 宏 委員	佐 野 勝 幸 委員
渡 辺 佳 正 委員	植 松 健 一 委員
齋 藤 和 文 委員	古 橋 清 隆 委員 【代理】交通課主任 八木 明
大 石 俊 一 委員 【代理】次長兼企画検査課長 澤野 和隆	田 島 章 次 委員 【代理】次長兼総務課長 太田 智之
稲 葉 英 子 委員	塩 川 祐 子 委員

2 審議に欠席した委員（5人）

阿 部 貴 弘 委員	清 哲 也 委員
------------	----------

清 信 昭 委員

手 島 皓 二 委員

石 川 一 廣 委員

3 説明のための出席者

都市整備部長

[道 路 課] 課長 主幹兼建設係長 建設係主査

[都 市 整 備 課] 課長 市街地整備係長 市街地整備係主査

市街地整備係技師 街路整備係長 街路整備係主査

[都 市 計 画 課] 課長 参事 計画係長 計画係技師 計画係技師

主幹兼景観係長 景観係主査

【司会】事務局（都市計画課計画係長）

定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第2回富士宮市都市計画審議会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の進行を務めます都市計画課 計画係長の朝日と申します。よろしく願いいたします。

次に、会議に先立ちまして市長から皆様にご挨拶をさせていただきます。

須藤市長

皆様、本日は公私ともにお忙しい中、富士宮市都市計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日頃から富士宮市のまちづくりに多大なご支援とご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年12月、待望でありました富士山世界遺産センターが開館し、はや2か月余が経過いたしました。

来場者数は当初の見込みを大きく上回り、これまでに12万人を超える皆様にご来場されるなど順調な滑り出しを見せており、周辺の飲食店関係者からは「来店者が増えた」という声を聞くなど、中心市街地の活性化にもつながっております。

今後はこの流れを市域全域に波及させ、元気で輝きあふれる富士宮市を目指しまちづくりに邁進してまいりますので、委員の皆様におかれましても、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日ご審議いただきます案件は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行による「岳南広域都市計画地区計画の変更について」、また「都市再生整備計画事業の事後評価について」をご審議いただきます。

また、報告事項として「富士宮市都市計画マスタープランの改定について」ほか2件を予定しております。

委員の皆様におかれましては、各分野の専門的な立場から、また市民としてのお立場からご意見を賜りたく存じます。

結びに、今後とも富士宮市のさらなる発展にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

なお、たいへん失礼ではありますが、他の公務のため、ここで退席させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】事務局（都市計画課計画係長）

ありがとうございました。なお、市長は公務のため、ここで退席させていただきます。

本日の審議に際しましては、事務局として関係課職員並びに関係受託業者を同席させていただいておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは、会議に入ります前に、お手元に配布させていただきました資料の確認をお願いいたします。

配布資料は、2月23日付けで送付させていただきました資料といたしまして、本日ご審議いただきます5件の議題の提出議案書及びその説明資料。報告事項(1)富士宮市都市計画マスタープランの改定について(中間報告)の資料。報告事項(2)景観重要公共施設の追加について(中間報告)の資料。報告事項(3)来年度の都市計画変更予定案件について(城山公園、田中青木線)の資料。また、本日配布させていただきました資料として、本日の次第、委員名簿、席次表、議題1号から議題4号「岳南広域都市計画地区計画の変更について」説明資料別紙1、別紙2。議題5号都市再生整備計画事業(富士宮駅周辺地区第3期)の事後評価についての説明資料別紙1。報告事項1富士宮市都市計画マスタープランの改定について資料1の差替え資料。

不足しているもの及び不備があるものがございましたらお知らせください。

・・・・・・・・資料確認・・・・・・・・

よろしいでしょうか。

次に、本日欠席の委員、代理出席の委員についてご報告させていただきます。阿部委員、清哲也委員、清信昭委員、手島委員、石川委員につきましては、本日所用により欠席のご連絡をいただいております。

次に代理出席の委員についてご報告させていただきます。

古橋委員の代理といたしまして交通課主査の八木様、大石委員の代理といたしまして次長兼企画検査課長の澤野様、田島委員の代理といたしまして、次長兼総務課長の太田様に御出席をいただいております。

それでは、お手元の次第によりただいまから審議をお願いいたします。

以降の議事進行を、富士宮市都市計画審議会運営要領第5条の規定によりまして、藤井会長をお願いいたします。

藤井会長よろしくをお願いいたします。

藤井会長

藤井でございます。今日の都市計画審議会にご審議いただく案件がたくさんございますが、世界遺産センター、市長からお話しのありましたように、それについてのまちづくりに伴いまして市がいろいろと踏まえている成果があらこちらに形になって現れていっている、そういったものがすべてアウトカムといったような形で成果がきちんと達成できているかどうかということもあわせて評価して行かなければいけない非常に重要な案件を、今日にご議論いただく形となってまいりますので、長時間になるかと思いますがご協力の程よろしく願います。それでは座らせてすすめさせていただきます。

それではまず会議の成立の確認でございますが、本日の出席委員は12人ということで、過半数に達しておりますので、富士宮市都市計画審議会条例第7条の規定によりまして会議は成立ということで進めさせていただきたいと思っております。

つづきまして会議の公開確認ということでございますが、審議会運営要領第7条に基づきまして、本日の会議を（ 公 開 ）により議事を進めてまいりたいと思っておりますがこれにつきましては、ご異議はございませんでしょうか。

……………「異議なし」の声……………

傍聴人がいましたら入れてください。

……………事務局にて入場誘導（傍聴人の有無確認）……………

事務局（都市計画課計画係技師）

傍聴人はいらっしゃいません。

藤井会長

それではさっそく進めさせていただきますが、運営要領第8条第1項によりまして、会議録の署名人を指名させていただきたいと思います。

本日は署名人に鈴木俊宏委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それではこれから審議に入らせていただきますが、お手元の次第をご覧くださいますと議案の審議 議題の1号から5号。それから4段目に報告事項として3件予定しております。先ほどかなりの時間を要するとお話をしましたが、議第1号から第5号まで概ね2時間くらいを予定しております。その後休憩をはさみまして、報告事項として約1時間半くらいということで、終わりが4時半から5時になるかと思いますが、途中休憩をとりながら進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは早速でございますが、議題1号から4号までこちらにつきましては、関連議案でございますので事務局より一括でご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局（都市計画課長）

都市計画課長の土屋と申します。よろしくお願いいたします。

議第1号から議第4号については、関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議第1号から議第4号の「岳南広域都市計画地区計画の変更」は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行により、建築基準法の一部改正が行われ、建築基準法別表第2（ち）項として、新たな用途地域の田園住居地域が追加されたことによるものです。地区計画の引用条項に条項ずれが生じる4件について、変更するものであります。

それでは、議案の変更理由等を朗読いたします。

提出議案書の4ページをお開きください。

議第1号「岳南広域都市計画地区計画 浅間町地区計画の変更について」

「理由」

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）による建築基準法の一部改正に伴い、浅間町地区計画を本案のとおり変更する。

続きまして5ページをお開きください。

「変更理由書」

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）による建築基準法の一部改正に伴い、同法別表第2に新たな項（田園住居地域関係）が追加され、本地区計画の引用条項に条項ずれが生じることから、これに対応するため、本地区計画を本案のとおり変更する。以降、議第2号「岳南広域都市計画地区計画 中央駅前地区計画の変更について」、議第3号「岳南広域都市計画地区計画 神田地区計画の変更について」及び議第4号「岳南広域都市計画地区計画 外神東地区計画の変更について」の「理由」及び「変更理由書」の朗読になりますが、議第1号と同様になりますので、省略させていただきます。

次に、詳細について、担当職員から説明いたします。

事務局(都市計画課技師)

都市計画課の八木と申します。よろしくお願いたします。

私からは、都市計画法に基づく地区計画の変更について、10分ほどお時間をいただき説明させていただきます。

それでは座って説明させていただきます。失礼いたします。

先ほど課長から説明がありましたが、地区計画の引用条項となっております建築基準法の改正についてご説明いたします。本日配布させていただきました「別紙1」、【(議第1号から議第4号)「岳南広域都市計画地区計画の変更について」説明資料】を御覧ください。

平成29年に公布された都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行により、「別紙1」のように建築基準法の別表第2が改正され、新たな用途地域として（ち）項一田園住居地域が追加されました。現在は、（い）項から（わ）項までの12の用途地域ですが、平成30年4月1日以降は、（い）項から（か）項までの13の用途地域となります。

これにより、建築基準法別表第2の条項を引用している、議第1号から議第4号の4件の地区計画において条項ずれが生じるため、これを正す必要があり、今回のご審議をお願いしています。

なお、今回の変更では、地区計画の決定内容自体は変わりませんので、よろしくお願いたします。

それでは、それぞれの地区計画の変更概要について、順に説明させていただきます。

提出議案6ページ「変更概要書」をご覧ください。

議第1号岳南広域都市計画地区計画 浅間町地区計画の変更概要について説明させていただきます。

表のように建築基準法別表第2（り）項から（ぬ）項へ変更します。

この変更を反映させた資料が、提出議案3ページの「岳南広域都市計画地区

計画の変更(富士宮市決定)、都市計画浅間町地区計画を次のように変更する。」になります。

次に、議第2号岳南広域都市計画地区計画 中央駅前地区計画の変更概要について説明させていただきます。

提出議案13ページ「変更概要書」をご覧ください。

表の下線部分、建築基準法別表第2(ち)項第4号から(り)項第3号へ変更します。

この変更を反映させた都市計画が提出議案10ページの「岳南広域都市計画地区計画の変更(富士宮市決定)都市計画中央駅前地区計画を次のように変更する。」になります。

次に、議第3号岳南広域都市計画地区計画 神田地区計画の変更概要についてご説明いたします。

提出議案20ページ「変更概要書」をご覧ください。下線部分、建築基準法別表第2(ち)項第3号から(り)項第2号へ、建築基準法別表第2(ち)項第4号から(り)項第3号へ変更します。

この変更を反映した資料が、提出議案17ページの「岳南広域都市計画地区計画の変更(富士宮市決定)都市計画神田地区計画を次のよう変更する。」になります。

次に、議第4号岳南広域都市計画地区計画 外神東地区計画の変更概要について説明いたします。

提出議案は28ページ「変更概要書」をご覧ください。法改正により都市計画の記載事項が、D地区において、建築基準法別表第2(り)項から(ぬ)項へ変更します。

この変更を反映させた資料が、提出議案24、25ページの「岳南広域都市計画地区計画の変更(富士宮市決定)都市計画外神東地区計画を次のように変更する。」になります。

以上が議第1号から4号までの変更概要になります。

次に、議第1号から4号の都市計画の変更に関わる経緯とスケジュールについて、説明させていただきます。本日配布させていただきました「別紙1」、【(議第1号から議第4号)「岳南広域都市計画地区計画の変更について」説明資料】の裏面を御覧ください。

①の県庁都市計画課との下協議を済ませ、原案を作成した後に、4件の地区計画について④の「原案の縦覧」を平成29年10月26日から11月9日にかけて行いました。結果、縦覧者はなく意見書の提出はありませんでした。

また4件の地区計画の原案の作成にあたりましては、法律の改正により都市計画上必要となる手続きであり、地区計画における実質的な規制内容等につい

て変更が行われるわけではないため、説明資料にあるように、②の説明会及び③の公聴会は開催しませんでした。

その後、開発整備促進区を要する「議第1号 浅間町地区計画」は、⑤の静岡県と事前協議を行い、交通基盤部長の書面による応諾を受けました。

その後、⑥になりますが、4件の地区計画について平成30年1月9日から1月23日にかけて、都市計画法第17条第1項に基づく都市計画の案の縦覧を行いました。結果、縦覧者はなく意見書の提出もありませんでした。

今後は、⑦本日開催の都市計画審議会の議を経て、また、浅間町地区計画については、⑧の県知事協議を経たのちに、平成30年4月1日に都市計画の公告を予定しております。

以上で、議第1号から4号「岳南広域都市計画地区計画の変更について」の説明を終わらせていただきます。

ご審議よろしくお願いたします。

藤井会長

どうもありがとうございました。

ただいまご説明していただきました法律の改正に伴いまして建築物の制限が加えられたことにより、取り付け番号が変わったことの改正ですがどなたかご質問等はございますでしょうか。

渡辺委員

条項ずれの整理ということで実質の変更はないということですが、確認をさせていただきたいのですが、別紙1の赤い文字で書かれた田園住居地域内に建築することができる建築物についての説明をお願いします。

都市計画課長

新しくできます田園住居地域は、これまで市街化区域の中では農業、農地というのは、どちらかというと積極的に宅地化していこうという方針でいたのですが、市街化区域内におきましてもオープンスペースや緑地といった機能を持った農地を積極的に保護していこうという形になりました。それに伴いまして新たな用途地域である田園住居地域というものがこの4月から加わることになります。内容としましては、従来の第一種低層住居専用地域、基本的には戸建ての住宅をベースに、その中に農産物を運搬できるもの、農機具のための倉庫など農業に関連するような建築物については認めていこうという建物誘導を図っていく用途地域となります。

藤井会長

その他いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

それでは第1号議案から第4号議案につきましてお諮りいたします。

審議会において特段ご意見等はなかったということで原案のとおり適切なものと認めるということで答申したいと思いますが意義ありませんか。

……………「異議なし」の声……………

ありがとうございます。異議なし多数と認めます。

それでは第5号議案、都市再生整備計画事業（富士宮駅周辺地区第3期）事後評価について事務局から説明をお願いします。

事務局（都市整備課長）

都市整備課長の小林と申します。

それでは、私の方からは社会資本整備総合交付金の概要と審議内容について説明させていただき、後ほど担当から詳細の説明を行います。

社会資本整備総合交付金は、地方自治体自らが目標を設定して事後評価を行うことが義務付けられており、事業実施前に都市再生整備計画を策定の上、目標値を具体的に設定し、事業完了後、その達成状況について検証することとされております。

昨年8月に行われた前回の都市計画審議会では、平成26年度から平成28年度までの3カ年に実施した都市再生整備計画事業の富士宮駅周辺地区第3期の概要についてご説明させていただきました。

今回の都市計画審議会では、説明事項として、前回の都市計画審議会後に実施した、目標に対する数値指標の測定結果等について説明させていただきます。

また、審議事項として、計画策定時の目標に対する事後評価が適正になされているかということについて皆様に審議をお願いさせていただきます。

議第5号資料にて都市再生整備計画事後評価シートを配布させていただいておりますが、この最終ページに「評価委員会の審議事項シート」を添付してありますので、この内容に沿った形でご審議をお願いいたします。私からの説明は以上となります。

事務局（都市整備課市街地整備係技師）

それでは、都市再生整備計画事業の事後評価について説明させていただきます。議事次第に従いまして、ご説明いたします。まず説明事項としまして、事後評

価のスケジュール、都市再生整備計画制度の概要、富士宮駅周辺地区第3期の事業概要、事後評価シートの内容についてご説明いたします。

その後、審議事項としまして、指標の達成状況と効果発現要因、その他の数値指標、今後のまちづくりの方策につきましてご審議していただきたいと思っております。

それでは、事後評価のスケジュールについて説明いたします。

これまでのスケジュールにつきましては、昨年8月3日に行われた第1回都市計画審議会にて本事後評価について概要の説明をさせていただき、11月に、評価の実施として、資料1ページの2) 目標を定量化する指標と3) その他の数値指標について達成状況の測定を行いました。

その後、本年1月に庁内の関係7課にて資料1ページの5) 実施過程の評価、2ページのまちの課題の変化、今後のまちづくりの方策等について検討を行い、その内容を反映した事後評価原案を今年の2月16日から3月2日まで市民に公表し、本審議会という流れとなっております。

今後のスケジュールとしては、本審議会の内容を取りまとめ事後評価に反映させ、国土交通省に3月末に報告し、市民へ公表いたします。

つぎまして、1-2) 都市再生整備計画制度の概要について説明いたします。

社会資本整備総合交付金とは地方公共団体向けの補助金を1つの交付金に原則一括化し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる総合的な交付金として平成22年度より創設されました。

本事業である、都市再生整備計画事業はその社会資本整備総合交付金に定められている基幹事業のひとつとして位置づけられています。

都市再生整備計画事業の目的・制度の概要について説明いたします。都市再生整備計画事業とは、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度であります。

制度の概要としまして、まずまちづくりの課題を精査し、都市再生整備計画を立案します。それに伴い、事業を3～5年かけ実施し、事業終了年度またはその翌年度に事後評価を行い、目標・指標の達成状況を調べます。そして、事後評価により今後の課題を精査し、それに伴い次期計画を立案するという流れとなっております。

次に事後評価について説明します。

都市再生整備計画事業では、地域が抱える課題やまちづくりのビジョンに基づき、まちづくりの目標や数値指標を達成するために必要な事業を記載した都

市再生整備計画を作成（P l a n）し、成果を意識しながら事業を実施（D o）し、事業期間終了時に目標の達成度を評価（C h e c k）するとともに、必要な改善を速やかに改善する（A c t i o n）という一連のサイクルを導入しています。

事業活動における生産管理や品質管理などの、管理業務を円滑に進める手法の一つでよく使われているP D C Aサイクルを都市再生整備計画も取り入れています。P→D→C→Aと進み、またPに戻るというように、より良いまちづくりのために、実施していく事業となっております。

このように、事業後に目標の達成状況の確認、今後のまちづくりの方策に係る審議を事後評価と呼びます。

次に、1－3）富士宮駅周辺地区都市再生整備計画第3期の事業概要について説明します。

富士宮駅周辺地区では平成16年度から平成20年度に第1期、平成21年度から平成25年度に第2期事業を実施し、平成26年度から平成28年度に第3期事業を実施しました。

今回の第3期事業の前となる第2期の事後評価の審議結果を踏まえた課題では全部で3つの課題があがりました。

1つ目の課題が、歩いて楽しいまちを創出するための拠点整備・空間整備という点です。これは、富士宮駅周辺地区第2期で阿幸地青見線や宮町23号線等の道路整備を行い、富士宮駅と浅間大社方面との間の連続した歩行者空間整備は形成され、安全な歩行者空間の整備は進んでいるが、まちなかを回遊する歩行者が少ないということが課題となりました。

このため、浅間大社を中心としたまちなか歩きの回遊性を向上させ、さらなる集客力向上のための拠点施設を整備し、これと合わせて、歩いて楽しくなるような空間整備が必要であると考えました。

2つ目の課題が、湧水を活かしたまちづくり必要という点です。

当該地区は、浅間大社内にある湧玉池、湧玉池を起点とした一級河川神田川を始め、いろいろな場所で富士山からの湧水が湧き、せせらぎのように湧水が流れています。

しかし、湧水は市民の目に触れにくい事が多いため、湧水をまちづくりに活かさきれていないことが課題となりました。

3つ目の課題が、「世界文化遺産のある歴史と文化を活かしたまち」を創出するための富士山信仰関連の保全・整備が必要という点です。

これまでの都市再生整備計画事業では、商店街の景観整備や都市計画道路の街路灯整備等を行ってきましたが、世界遺産の構成資産である浅間大社周辺の景観形成、関連施設への動線の整備が課題となりました。

前回の都市計画審議会でもご説明した内容となりますが、富士宮駅周辺地区第3期の事業概要を説明させていただきます。

資料の2ページ目上段にあるまちづくりの目標について確認いただきながら、パワーポイントをご覧ください。

では、まちづくりの目標設定について説明いたします。

先ほど説明しました、2期からの3つの課題をもとに、大目標を「世界文化遺産富士山の門前町の歴史と文化を活かした歩いて楽しいまちづくり」と設定しました。

目標1として、中心市街地の拠点である浅間大社等の周辺の道路整備・景観整備を行う事で、潤いある歩行者空間をネットワーク化することにより、歩いて楽しいまちを創出する。

目標2として、世界遺産である富士山への玄関口であり、構成資産である富士山本宮浅間大社の門前町にふさわしい歴史と文化を活かしたまちを創出する。としました。

それらの目標を達成するために各種事業を実施しました。資料の同じページ中段を御覧ください。

こちらが、事業の位置図となります。

赤が当該地区の事業の範囲となります。

事業は全部で6事業であり、黄色枠は、道路・公園といった、補助事業として設定されている事業で基幹事業と呼びます。

青色枠は、市独自の提案に基づく事業で、提案事業と呼ばれています。

では、個別事業の概要を説明します。

まず、道路事業の1級市道神立立宿線です。

こちらの左側の写真が整備前の写真で、右側が整備後写真になります。

こちらは道路改良事業となります。延長が113mで、平成26年度から平成28年度に整備を行いました。

道路事業に合わせて、民間施設である富士高砂酒造が景観整備も実施いたしました。

浅間大社周辺の観光拠点のひとつである高砂酒造の横の道路整備・景観整備を行うことで、歩行者空間のネットワーク化により歩いて楽しいまちの創出が期待されます。

つづきまして、一般市道宮町11号線になります。

こちらの左側の写真が整備前で、右側が整備後の完成写真となります。

この道路は、JR身延線鉄道高架事業の旧鉄道敷を利用した歩行者専用道路であり、道路新設事業になります。

延長が138mで、平成27年度に整備を行いました。

つづきまして、道路事業の一般市道大宮町23号線です。

左側の写真が整備前で、右側が整備後の写真となります。

こちら、先ほどの一般市道宮町11号線同様、旧鉄道敷地を利用した歩行者専用道路になります。

延長が83mで、平成26年度から平成28年度に整備を行いました。

次に説明します、公園事業、浅間町フレンドパークと鉄道高架下を通じて一体利用できるようになる整備を行いました。

こちらが公園事業の浅間町フレンドパークです。

左側の写真が整備前で、右側が整備後の写真となります。

平成26年度から平成28年度に整備を行いました。

先程説明しました一般市道大宮町23号線と合わせて、平成29年6月に供用開始いたしました。

次に、市独自の提案に基づく、提案事業について説明いたします。

左側の写真が整備前で、右側が整備後の写真となります。地域創造支援事業として、浅間大社前の景観形成事業を平成28年度に行いました。

商店街の協力もあり、アーケードを撤去することにより、見通しの良い都市空間となりました。

それでは、つづきまして、1-4) 事後評価シートの内容について説明させていただきます。

それでは、資料1のお戻りいただいた1ページ目中段の都市再生整備計画に記載した目標を定量化する指標の達成状況を御覧ください。

1つ目の指標が中心市街地の歩行者数の現状維持化です。歩行者空間や立ち寄り拠点の整備により、減少が予想されている歩行者交通量を平成25年度時点の現状に維持することを目標に設定しました。

2つ目の指標が来訪者の滞在時間を延ばすことです。世界遺産を活かした歩いて楽しいまちづくりを整備することで、本地区に訪れた人たちの滞在時間を従前値の82分から1人あたり11分増加させ93分の目標に設定しました。

3つ目の指標が市民満足度の向上になります。従前値28%の満足度を、6%増の34%に増やすことを目標に設定しました。

各指標の調査方法は後ほど説明します。

次にそれぞれの指標について、目標達成度の検証結果についてご説明いたします。

まず初めに、中心市街地の歩行者数の評価方法について説明いたします。こちらは、平成25年度に行った計測方法と同様に、浅間大社付近にある、せせらぎ広場北側出入口付近、大社通り宮町商店街お宮横丁西側、神田商店街大宮町東交差点西側の3箇所にて歩行者交通量を調査しました。平成29年11月

9日木曜日と11月19日の日曜日の平日・休日を各1日ずつ調査し、その合計値を評価値としました。

結果は、3,340人となり従前に比べて約30%減少し、目標は達成できませんでした。よって、目標達成度は×となりました。

なお、代替指標として「富士山世界遺産センター開業後の歩行者数」を設定し、事業の効果を検証しました。

これにつきましては後ほどご説明いたします。

こちらは個別の測定点での結果です。

① せせらぎ広場北側出入口付近の歩行者数が大幅に減少しました。

こちらは、世界遺産センターが工事中であり、測定地点付近の歩道が通行止め直後であり、歩行者の回遊性の向上が見込みにくかったことが要因と考えられます。

次に、来訪者の滞留時間の評価方法について説明いたします。こちら平成25年度に行った計測と同様に、本地区を訪れている人たちに聞き取りアンケートを行い、区域内の滞留時間を調査し、宿泊をのぞく滞留時間の全目的（観光・買い物・散策・趣味・参拝・その他）の単純平均値を平日・休日で求め、これを平均した値としました。

こちら歩行者数調査と同様に平成29年11月9日木曜日と11月19日の日曜日の平日・休日を1日ずつ調査しました。

結果は111分の滞留時間となり、従前に比べて29分増加し、目標を達成しました。

よって目標達成度は○としました。

目標値は、滞留時間1時間以下の人が20分延長すると想定し、設定しました。

結果としては、滞留時間1時間以下が22～25%減り、1時間～6時間以下が11～14%増えました。

本事業により、公園、安全な歩道など、滞留する空間が増加したことから回遊性も高まり、滞留時間が増加したものと考えられます。

次に、市民満足度の評価方法について説明いたします。こちら平成25年度に行った方法と同様に、地区内の住民1,350人を無作為抽出し、市民アンケートによる満足度を調査しました。地区住民・事業者・来訪者の「歩いて楽しいまち・世界遺産にふさわしいまち」に関する設問で、「満足」「ほぼ満足」と回答した人の割合を再評価としました。

調査を平成29年11月に実施した結果、32%となり、目標は達成できませんでした。

評価値は目標値を達成していないものの、従前値を上回っているため、目標

達成度は「△」としました。

市民満足度調査では、アンケート設問の10項目にて評価をしております。従前のアンケートと同じ項目にて評価を行っています。

満足度として区内を歩いて行き来がしやすい。区内を歩いて買い物がしやすい。という項目等で測定を行いました。

次に資料1、同じページの1ページ目中段の3) その他の数値指標による効果発現状況についてご説明します。

事後評価にはその他指標という項目があり、このその他指標とは、市町村が任意に追加して評価を行うことができる指標であり、都市再生整備計画に記載した指標と関連性の強い指標を「その他の数値指標」として追加することにより、都市再生整備計画に記載した指標に関する効果を補完して説明することができるかとされておりますので、その効果を確認するため、表記のとおり2つの指標を設定しました。

その他指標の1つ目は富士山世界遺産センター開業後の中心市街地の歩行者数です。

区内の関連事業である富士山世界遺産センターは、昨年12月23日にオープンいたしました。

その後、平成30年1月11日木曜日、14日日曜日に前回の計測時に工事中であったせせらぎ広場北側出入口付近で歩行者数調査を行った結果、従前値よりも平日は+14.5%、休日は+16.9%増の5,129人となり、中心市街地の歩行者数の大幅な増加が確認されました。

その他指標の2つ目は、富士山浅間大社周辺の景観（街並み）についての市民満足度です。

平成28年10月に実施した富士宮市市民アンケート結果によると、「世界遺産のまちづくりについて」の「富士山浅間大社周辺の満足度」で「景観（街並み）」の満足度が42%となり、景観や街並みの満足度が高いことが確認されました。

目標2「世界文化遺産である富士山への玄関口であり、構成資産である富士山本宮浅間大社の門前町にふさわしい歴史と文化を活かしたまちを創出する。」を定量的に評価するための数値指標として追加しました。

この表は事後評価として説明させていただいた、数値指標とその他の数値指標のまとめとなります。

その他1、その他2の指標につきましては、目標を達成できなかった、指標1、指標3をそれぞれ補完する指標として設定しました。

また、数値的に評価できない定性的な効果として、基幹事業である1級市道神立立宿線の整備により、歩行者の安全性が確保され、地域住民からも「車も

歩行者もより安全になった。新しい西への玄関口ができた。」と評価されている。道路脇には「富士宮市歩く博物館」に指定されている道祖神があるが、歩道から安全に見学できるようになった。また、整備した浅間町フレンドパークは、地元自治会と市が管理協定を締結し、市民と行政が協働で維持管理を行われているという2つの効果が確認できました。

次に資料1 ページ目下段の 実施過程の評価であります。

実施過程の評価については、都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況や計画に位置づけた事業が実施できたかどうかだけの結果を評価するだけでなく、その結果に至るまでの様々な視点からの実施過程を検証しました。

こちらの実施過程の評価や今後のまちづくりの方策等につきましては、当課を含めた関係課7課にて庁内検討会を設立し、検討を行いました。

検討メンバーは、企画戦略課長、商工振興課長、富士山世界遺産課長、花と緑と水の課長、道路課長、都市計画課長となります。

事業実施中の住民参加プロセスについては、

- ・宮町商店街では、新規イベントとして、まちなかの回遊を目的とする宮町まつりを3回実施しました。
- ・神田川ふれあい広場では、湧水のイベントである「富士山水まつり」を平成28年度から実施しています。
- ・雨天中止となったが、浅間町フレンドパークでは、市民団体が主催する「食によるイベント」が計画されるなど、公園の利活用が見込まれていました。

地区内の持続的なまちづくり体制の構築については、

- ・市と商店街が沿道に花を設置する「花いっぱいのもちづくり事業」を通年で見せられる体制を構築しました。

次に資料の2 ページ下段のまちの課題の変化になります。

計画策定時のまちの課題について、事業を実施したことで解決できたのか、未解決の残された課題はないか、また、まちの変化に伴い発生した新たな課題はないか等について検討しました。

計画策定時の課題に遡り、達成されたことや未解決の課題、発生した新たな課題をまとめました。

課題1 「歩いて楽しいまちを創出するための拠点整備・空間整備」の達成状況については、歩行者専用道路等の整備により歩行者の安全性が確保され、市民満足度アンケート調査でも「住民が歩いて行きたくなる施設やイベントがある」「憩いの場となる公園などの施設がある」という設問について、従前に比べ満足度の向上が確認されました。

課題2 「湧水を活かしたまちづくり」については、浅間町フレンドパークや神田川ふれあい広場への湧水池設置により、目に見える湧水として活用され、

市民満足度アンケート調査でも「湧水を活かしたまちづくりができています」という設問について、従前に比べ満足度の向上が確認されました。

課題3「世界文化遺産のある歴史と文化を活かしたまちを創出するための富士山信仰関連の保全・整備」については、浅間大社前景観形成事業により商店街のアーケードを撤去して良好な都市空間を創出し、市民満足度アンケートでも「世界遺産を活かしたまちづくりができています」という設問について、従前に比べ満足度の向上が確認された。未解決の課題としては、アンケート調査の自由意見で多く取り上げられていた、道路整備、商店街の活性化、水環境の保全についての課題が残されています。

注目される課題は、富士山に見える景観整備、カフェや土産店等の出店、ベンチ等休憩施設の整備、外国人向けの案内サイン整備促進、夜間の灯り整備、湧水の活用、イベントの情報発信拡大等がありました。

発生した新たな課題としては、今後、更なるまちなか滞留空間整備や景観整備等のハード施策、集客誘致等のソフト施策により、富士山世界遺産センターから富士山本宮浅間大社の南北軸をベースに、東西軸への回遊範囲の拡大を図り、「長く楽しく滞在するまち」を創出する必要があると考えられます。

次に2ページ目最下段になります。

ここでは、今後のまちづくりの方策について従前に達成された目標を持続させつつ今後改善すべき施策について記述させていただいております。

先ほどのまちの課題から、達成されたことに対する効果の維持を図る事項として、1つ目は、住民が歩いて行きたくなる施設やイベントの促進、憩いの場となる施設の整備等が考えられます。

新たなたまり場づくり、民間飲食施設等の誘致により、魅力的な滞留空間の充実を図ることが必要と考えられます。

2つ目は、さらなる湧水の活用という点です。神田川のライトアップ等により、湧水を見せる空間整備を行うなどの施策が必要であると考えられます。

3つ目は、富士山世界遺産センター周辺の来訪者の東西軸への誘導という点です。電線地中化、修景施設の整備、宿泊施設の誘致などを行い、長く楽しく滞在するまちの創出が必要と考えられます。

改善すべき事項としては、まず、富士山世界遺産センターの開業により、駐車場待ち等による渋滞が土日等に発生しているという点です。

イベント時等を想定した迂回誘導方策を検討し、市街地の渋滞緩和を図ることが必要と考えられます。

その次に、道路改良や歩道整備という点です。市道の見通しが悪い箇所、事故多発箇所、歩道未整備箇所等の道路改良、歩道整備を行い、更に安全・安心な交通環境を創出することが必要と考えられます。

最後に、中心市街地への集客という点です。商店街のイベント等の支援を行い、中心市街地の東西軸に集客施策を行い、まちなかの活性化を図ることが必要と考えられます。

事後評価原案につきましては、富士宮市ホームページで事後評価シート（原案）を掲載しました。

また、都市整備課の窓口でも閲覧できるようにしました。なお、公表の結果、住民からの意見はありませんでした。以上で説明を終わります。

藤井会長

ありがとうございました。

審議に入る前にただいま説明していただきました内容についてご質問ご意見等ございましたら伺いたいと思います。

渡辺委員

細かいところに入る前にこの資料についてですが、小さい字で見てほしいというのは無理があると思います。その前の議案については審議の必要があまりないものにもかかわらず、しっかりとした資料があるのに、こちらの資料はこれからが大切だという審議にもかかわらず、字が小さすぎて事前に見ろというのは無理があるのではないのでしょうか。なぜ、今、画面で見せていただいたような見やすい資料を作らなかったのかなと残念に思いました。その点についてどのように考えられてこの資料を作成したのでしょうか。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

大変申し訳ございません。今すぐに図面をA3でコピーして持ってきます。その間に、説明をさせていただきます。

渡辺委員

いえ、この資料で審議してくださいということで資料が出されているのですから、今から資料を作るというのはまた違う話になってしまいます。

今のまちづくりの課題とかこれからの改善策というのが富士宮市にとって一番重要なことだったと思います。

帰るまでにはこの画面の資料等をいただけたらと思いますが、そもそも審議にかける資料としては至らなかったと思います。

藤井会長

国交省に出す提出書類のスタイルのまま審議会に出したということなのでこ

のような資料になったのだと思いますが、やはり審議の資料には文字を大きくしてもらい、国交省に提出するものについては指定サイズにしてもらう方が今後にあたってはよろしいのかなと思います。

その他いかがでしょうか。

説明についてはいかがでしょうか。

よろしいですか。

……………「意見なし」……………

それでは審議の方に移らせていただきます。

事後評価シートについてですが、3 ページ目に「評価委員会審議事項シート」を委員会意見として取りまとめていくということが課せられています。そちらにつきまして、3つ「指標の達成状況と効果発現要因」、2点目「その他の数値指標」、最後に「今後のまちづくり方策」についてコメントづけをしてほしいとのことです。こちらにそって進めさせていただきます。

1つ目として「成果の評価、効果発現要因の整理」としまして、まず事務局より説明をお願いします。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

これより審議事項に入らせていただきます。お手元の配布資料①②③と赤枠で括らせていただいております。お手元の①②③についてそれぞれ三項目の審議をさせていただきます、プロジェクター左側にありますシートにそれぞれ意見がございましたらその意見をいただくといった流れで進めさせていただきます。

まず、審議事項1としまして、「成果の評価、効果発現の要因」この2点についてご審議いただきます。成果の評価とは縦ラインにあります×、○、△といった評価の内容になります。平成25年から29年の11月に2回調査を行いました結果が出たものになります。

効果発言の要因のところになりますが、国土交通省で決められた様式の中で説明されたもので分かりにくいものにはなるのですが、それに至った要因といたしまして、それなりに理解できた所見を右に書かせていただきました。このような原因も考えながら評価が出されたのかなと思います。1つ目の中心市街地の歩行者数は評価が満たされませんでしたので「×」として目標が達成できなかったとしました。

2つ目の来訪者の滞留時間につきましては、目標値を上回る数値となりましたので評価を「○」としました。

3つ目の市民満足度につきましては目標値は達成できませんでしたが、評価

値としてはクリアできましたので、評価を「△」としました。審議事項1についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

藤井会長

ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等はございますか。

斉藤委員

まず、指標1について11月9日と19日に調査をしたということですが、世界遺産センターオープン前の調査で数字的には「×」ですがそのあと②では7,000人ということで目標を200%上回る結果となりましたが、もともと世界遺産センターオープンがわかっている中で、なぜ11月に調査を行ったのかなど簡単な疑問があるのですが。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

おっしゃられたとおりでオープン後に調査をしたいということもあったのですが、富士宮市の観光客には月ごとでかなり集中の差があります。そのために歩行者調査等同じ月に確かめてみるというのが大変わかりやすいものになります。しかし、オープン後にあれだけの観光客が来ていて評価が「×」というのはどうなのかということになり、緊急で調査を追加いたしました。11月の調査で工事中だった地点1か所で調査し、数字が増えた結果をその他資料で追加させていただきましたが、あくまでも従前事後は同じ月でということで実施しました。

藤井会長

よろしいですか。

その他どうでしょうか。

菅原委員

中心市街地の歩行者数で、従前値は4,803であるのに目標値が4,800と下がっているのはなぜですか。

普通目標値は上げると思いますが。その辺の説明をお願いします。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

平成25年の世界遺産登録直後ということで同規模程度の人数を期待したいということで設定いたしました。

藤井会長

世界遺産登録前はこの歩行者数はかなり低かったので、特異値として高かった人数を期待値として設定したということですね。

都市整備部長

世界遺産登録して歩行者がかなり多い時期に調査をしました。他のところでよくあるのが世界遺産登録して1年は多いけれども、2、3年経つと落ちてしまうということです。それをなんとか落とさないで現状維持という目標値ということで設定させていただきました。

藤井会長

その他いかがでしょうか。

植松委員

中心市街地のとらえ方ですが、世界遺産センター、浅間大社を中心に考えるとプラスになるのは当たり前のお話であって、それ以外の所でどうかというのが一番肝心なところだと思います。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

富士宮市の中心市街地は、浅間大社やその周辺になります。平成16年に中心市街地と定めた位置も、一般的には中心市街地を駅前周辺としている市町も多いなか、富士宮市は浅間大社周辺が中心市街地でした。

そういった中で調査地点をそこからの回遊性歩行者数を赤丸で示させていただきました。右の地点が丸亀製麺所のある十字路のところ、富士宮駅と浅間大社を結ぶ区間そしてその西（お宮横丁よりもわずかに西）側への展開、南北の駐車場方向から浅間大社方向、こちらの3か所のカウントによって中心市街地の歩行者を把握できると考え設定しました。

植松委員

その場所別についてはどうでしょうか。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

従前・事後を比較すると入口（丸亀製麺所付近）は土日含めて-10%であまり変化がなかったもの、浅間大社西側お宮横丁前ですと休日が9%、平日が-11%でした。それに比べ南側は平日が-50%、休日が-66%と明確な数値が出ていましたので再度カウントし直したものをその他評価としてあげてあ

ります。

植松委員

そういう考え方でいくと実質は丸亀製麺前及びお宮横丁西側はマイナスという判断でよろしいですか。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

西側はプラスもあればマイナスもあるので数字は変わっていない方かなと考えます。東側の③は減少傾向が見られたなと思います。

植松委員

ただ、回遊という意味合いからすると、お宮横丁の横はほぼ世界遺産センターと浅間大社のラインですので、回遊と言うともっと西側で測るべきではなかったのかなと思います。実際東側ではマイナスの数字が出ているわけですので。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

観光客の過去の動向を見ますと、バスを浅間大社に乗り入れましてそのままお宮横丁と南北に1時間程度回遊して帰る印象が強かったので、その近いところの東西で設定してみたのですが、確かに今後としてはより広いエリアで確認が必要かなと思います。

植松委員

回遊のとらえ方が違うように思います。一般的には富士宮市内の街、神田通り、駅前通りを含めて回遊というとらえ方をすると思いますが、今の話ですと、ほぼ世界遺産センターと浅間大社のラインを回遊としているようですが、その辺の考え方を変えていかないと実態としての数字がつかめてこないのかなと思います。

藤井会長

ご意見ということでよろしいでしょうか。

植松委員

はい。

藤井会長

交通事情を調査するというのは大変難しいところがありまして、月別の変動

があるということなので11月の同じ時期を比較した。これは先ず正しいところですよ。交通の観点からいうと、せせらぎ広場の方は工事中だったのでこちらは特異値だということ。横移動の交通については平常の比較ができそうだとということで実施してみると、10%前後の動きがありそうだとということ。これは単独で評価をしているのであくまで断面で見たときの移動がこうですよ。回遊という捉え方をしたときにそこに滞在時間がでてきて、地域の中でどう滞在していたのか、目的地をどう周遊してきたのかということと重ね合わせないとなかなか回遊行動というのはとれないですね。ただ今回整備している視点が駐車場である、あるいは道路改良であるとか改良ポイントを評価するに当たっては、駐車場を介して実際に浅間大社をまわって周辺の買い物行動といったところの滞在時間が伸びてくると回遊の幅が広がったのだらうと想定できるような指標であったであろうということ、少しそういう範囲で物を見ていくということしか現段階ではできないかなという気がします。今後は新富士からバスでという新路線もできたようですので、来訪者がどういう交通手段で来られて、その方たちが富士宮の中でどういう形で動いて、どういう形で離れていくのかということの滞在時間と動き方といったところが調査されてくると、次の街づくりの活性化の動きの中に寄与してくるのかなと思います。是非、回遊というキーワードを使う場合にはその意味合いをもっと深めて調査していただきたいなと思います。

その他、ございませんか。

植松委員

今の続きですが、先生が今おっしゃった内容で行きますと、本来丸亀製麺のポイントが神田川のすぐ東側の交差点のところで見るべきではないのかなと思います。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

神田川の東側といいますと、イオンからまっすぐ来た道のクリエイトの所ということによろしいですか

植松委員

そうではなくて、信用金庫神田支店のところですよ。

都市整備部長

平成25年の時点で同じところで実施しているので、同じ場所で調査しないとならないわけですので、次回実施する場合には、今回出されたご意見を参考

にさせていただき調査する地点につきましても精査したいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

藤井会長

ただ今、A3版の大きな資料が配布されましたのでこちらをお目通しいただきながら進めていきたいと思ひます。

その他ご質問等、いかがでしょうか。

渡辺委員

指標2で来訪者の滞留時間とは、観光客を対象にしているのか、それとも市内の買い物等で来ている人を対象にしているのかそちらはどうなっていますか。

また、指標3で市民満足度がとても低い数値で目標値が設定されていますが、平成25年の時にこの目標値を設定し、世界遺産登録して間もない時期だったと思ひますけれども、この設定自体もう少し高く設定すべきではないのかなと思ひます。もっと早くまちづくりを進めてもらいたいというのが今回の市民アンケートからも出ていますし、私自身も周りの人から聞いておりますので、この目標値で行くともっと先になってしまうのかなと考えます。将来的にいつまでに、長期的にどこまでもっていくのか、長期的な目標値も合わせてお伺ひしたいと思います。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

1つ目の観光客なのか市民なのかということなのですが、実際にアンケートを取っているところに私も行ってみましたが、「お時間よろしいでしょうか。」という形でお声掛けをさせていただきましてアンケートをとりました。結果としては観光客と市民が混ざっている状態です。

観光客と市民の割合ですが、質問項目に市民ですか、観光客ですかという項目はありませんが、目的はなんですかという項目がありまして178名中130名が観光目的という回答をしていることは把握しています。

市民満足度についてですが、まちづくり交付金という制度の中で都市再生整備計画事業を進める中で、3年から5年を早いまちづくりとし、これを目標として進めるとなっております。事業の中には1年目にやったものが6年目に効果が出てくるものもあります。3年または5年の事業計画になりますと、完成して当年または翌年に指標を図るとなっておりますのでもちろん数字で街は発展していったらほしいと思ひますが、完成して認知されて、指標が伸びてくるまでは指標が伸びにくいものだと考えております。市民アンケートの個別意見等で確認しましたが、世界遺産に登録されて4年たった市民の意見としては世

界遺産になったことに関する満足度は高い傾向にあるということが確認できております。

すぐにということではないのですが、短い期間の中でも「やや不満」といった方を「やや満足」といった方向に持っていけるような指標ということで数値を設定いたしました。

長期的に同じ項目をまた実施するのかということは今後課題として出てくるものですが、その際にはまちの状況を見ながら、アンケートをもとに数字の設定をしていきたいと思っております。もちろん、やるからには高い設定を持ってきたいとは考えております。

渡辺委員

世界遺産センターができてからは来訪者の滞留時間も長くなってきているだろうし、浅間大社を訪れた人に聞けばもっともっと長いだろうと思っております。アンケートの取り方によって数値は変わってくると思っておりますが。満足度については富士宮市に住んでいる者として、やはりこの設定ではどうかなと思っております。短期的にはもちろん難しいと思っておりますが、将来的にはここまで持っていききたいというものを10年後、20年後を考えた視点のものを同時に示していく必要があるのではないかなと思っております。この中では示せないとは思っておりますが、例えば10年後は60%というような目標を掲げてほしいと市民も思っていると思っております。

藤井会長

事後評価とは別に期待値として市民が満足できるようなまちづくりをしてほしいよという要望ということでよろしいでしょうか。

斉藤委員

はい。

藤井会長

その他にどうですか。

佐野委員

先ほどの指標1の比較のところでの話ですが、目標値の設定の視点で地区内3か所のポイントを決めて目標値を作ってしまったからやむを得ないと思うのですが、実態として従前と今を比較するとしたら、特定の1カ所が特定の状況を示していて簡単に言うとは比較できないという状況になっていると思っております。

その意味合いで行くとそれを除いた2点について比較した方がある程度状況と
いうのがわかると思うのですが。その辺りのお考えはなかったのでしょうか。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

今回の指標の前後としましては、特異の数字も含めた中で前後11月とそろ
ったもので①の指標は達成させますので平成25年に計ったものと同じ場所と
時間で行いました。その他指標というのはこれと一旦切り離して考えたいと思
っております。通常の測定の中で異常な数字があったということですのでそれ
を補完する形でもう一度計り直したということになりますので、前後の指標と
いうものにつきましては、同じルールの中で行うということで考えております。

佐野委員

それはあくまでも、最初に定めた3地点の目標値が固定だからということ
ですか。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

はい。3カ所が固定で、同じ時期、同じ場所に4年後に再度測定するとい
った決まったルールの中でやりましたのでこれをそのまま確定値としたいなと考
えております。

佐野委員

わかりました。

都市整備部長

今の件でよろしいでしょうか。

平成25年の時点で国に「こういうのをやります」というものを出してお
ります。それを変更するとなると変更届等々が必要になってきまして、変更す
るのも難しいということ。また指標の関係ですけれども、都市再整備計画の中
でやる事業で、この道路を作ってどのくらいの効果があるのか、3年ないしは
5年で出る評価を目標に作ってくださいということでやっているものです。あ
まり大きな目標ではなく（まちづくり全体の目標ではなく）このエリアの中
でやることのできる事業は限られていますので、その辺りも踏まえてご理解い
ただければと思います。

菅原委員

これをすぐに変えろというのではなくて、先程の調査地点で神田地区の所で

すか、調査結果がマイナスになったところ。市民の方は買い物かな、観光客は富士宮駅に着いて、世界遺産センターの方に歩いて行く感じなのかなと思います。遠いから減っている、あるいは電車の本数が減っているからそもそも電車で来る人が減っているのでセンターに行く人数も減っているなど、いろいろな要因があると思います。そのあたりを次回からは探って、電車の本数と交通量には関係があるということがわかれば将来的に増えていくようであれば、電車を増やしてもらうようにも要望できますし、そうでなければその他の公共交通機関例えばタクシーなどを考えたりと、そういうような参考要因にするための $+\alpha$ の質問項目を入れた方がいいのではないかと思います。これは、次回の課題としてです。

藤井会長

今、参考ご意見が出ましたので、事務局は次回こういった整備計画が出た場合には $+\alpha$ の質問項目を入れるということによろしいですか。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

はい。

植松委員

来訪者の滞留時間についてですが、センター完成後の111分にはセンターの観覧時間も含まれているのですか。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

こちらの計測は11月にやっているもので、12月23日のオープン前ということになっていません。

藤井会長

①の「成果の評価、効果発現の要因」につきましては、質疑はよろしいですか。

いろいろ意見が出されました。内容としましては、調査地点がここで良かったのかどうか、調査、評価をするにあたってはこういう方法論をとって展開をした方がいいのではないかと聞いた指摘もありました。しかし国交省に出す資料としてはこの調査地点の所が事前・事後でどのような状況であったのかということ、同時期に同じ調査をした結果として定量的な評価をすることが一つの報告事項となっている。事務局としてはまずはそれを端的な成果として評価をしたい。本来ならば〇にしたいという思いは強いのですが、実際の数値

として×、○、△の形で表記する中で評価の結果を出したいということでした。これにつきましてはそれがダメだといった意見はありませんでしたので、この発現要因の整理につきましては事務局提案のままということによろしいですか。

……………「はい」の声……………

ありがとうございます。異議なし多数と認めます。

2つ目の審議事項につきまして事務局説明をお願いします。

都市整備課（都市整備課市街地整備係長）

審議事項②としまして「その他の数値指標」になります。お手元のシート中段の（3）「その他指標の数値」になります。これは市町村が任意にその他の定量的な指標を用いて発現状況を検証することができるとなっています。つまり先程、事前事後で説明したものは別に何か効果のあったものが確認できればそれについて評価を確認しようということになります。

その他1としまして、センターオープン後の歩行者の人数ということになります。3か所の計測地点のうち1か所の数値をカウントし直しまして、従前4,803に対しまして評価値として7,696ということでプラス60%の数値が見込まれたところです。こちらは富士山世界遺産センターの工事が終わり、一般市道宮町8号線、9号線という石畳風の歩道を歩けるようになったという状況の中で歩行者が多い状況が確認されたということで評価値とさせていただきます。

その他の2ですが、指標として富士山本宮浅間大社周辺の景観街並みについての市民満足度についてですが、当課ではないですが市民アンケートを実施しております。その中で景観に十分な市民理解があったということが確認できた時期が平成28年度にあり、そちらの満足度が42%でした。このエリアの中の景観にも配慮しながら整備してきた満足度も含まれているのかなということで評価値とさせていただきます。説明は以上になります。

藤井会長

それでは質問、ご意見をいただきたいと思います。

渡辺委員

この評価自体が基幹事業の1級市道神立立宿線、一般市道宮町11号線、大宮町23号線と公園、これらの基幹事業の成果として評価値が出てきていると思うのですが、直接的な関連性がある部分もあるけれども、世界遺産センター

の影響が大きいのかなと思います。この基幹事業と関連しての満足度、歩行者数というものを正確に今回の結果からは読み取れないのではないのかと思いますが、その辺りはどのようにお考えですか。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

都市再生整備計画事業はエリアを決めまして、そのエリアの中を基幹事業として市が国から直接補助をもらって行う事業のみならず、提案事業としてアーケード撤去なども先ほど出てきましたが、国費を一部入れる形で提案事業の促進を図り事業を進めます。それ以外にも関連事業としてそのエリアで実施されている事業も事業計画の中に入れてもいいということになっております。その中には駅周辺のバリアフリー化事業、世界遺産センターの建設、神田川観光駐車場、神田川ふれあい広場整備といった事業も入ってきます。それらを総合的に判断してこのエリアの中でこれだけ良くなったかということを出すということになっておりますので、その中で評価を出したということになっております。例えば公園でしたら、利用者を全員数えていくというやり方も一つの方法かもしれませんが、個別の事業ではなく面的にどれだけ良くたって行ったのかということ計るエリア事業だと考えておりますので、全体の中で計っていきたいと考えております。

渡辺委員

関連事業も含めてということだから世界遺産センター建設なども含まれているということですか。その他の数値目標2の浅間大社周辺の景観満足度は写真を撮っている方も多いので満足度はかなり高いと思います。ここは従前値というものがないのですが、推測したとしたらどのくらいだと考えますか。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

確かに推定というのは難しいですが、より高い満足度が確認できたということで42という数値を載せさせていただきました。

世界遺産センターができる28年10月のアンケートですので、今聞いたらもっと上がっているだろうと予想されます。富士宮市がまちづくりとして電線地中化などの事業を進めてきた中での結果の数字なのかなとも思いますし、世界遺産登録がされて、市民が一丸となってセンター周辺を大切にしたいという気持ちが強くなってきた結果なのかなとも考えますので、是非その他指標に加えたかった指標になります。

渡辺委員

現在の評価値を出すのであれば何かと比較してということが報告書として大事だと思いますので、数字で出せないのであれば何らかの文言をここに入れた方がいいのではないかなと思います。

藤井会長

今、ご指摘の中の文言をとということですが、11月の評価時にはオープンしていなかった富士山世界遺産センター周辺の景観満足度の推定期待値として中身に加筆してくださいという要望ですか。と言いますのは、その他というところは今回評価した3つの指標以外のところで効果として表れたもの、計測できたもの、それを定量的に示せるものの関連があれば付記していいというようなものですので、基本的には事前事後の比較がなくても問題はないと考えます。今回の景観の場合で言えば、鳥居の駐車場の下を車で入っている姿から今回の整備計画に変わった。また、周りを見てみると色の変わったビデオ店が入れ替わったと劇的に変化しているので、これに関しては事前事後の評価値を数値として当て込むことは基本的には難しいだろうと思います。その中で見ると、市民の満足度といったものが1つ目の評価の指標3のところかというと本来事務局が想定していたものよりは低かったのだけれども、富士山世界遺産センターという関連事項ができたことで、市の関連整備事業も連動した中で市民の方たちがまず1つの景観といったキーワードではあるけれども、そういうものに対する満足度が上がってきている。更に今の話ですと、今年度これ以降に調査すれば満足度は上がるだろうという期待値がある。そういった中で今後市も整備をする中では1つの項目に変わってくる内容かなとは思いますが、ただやはり3年の整備計画の中で現状ある数値として評価しなくてはいけないというところですのでその辺はご理解いただくところなのではと思います。ですので、文言でと言われますと総合所見の中に組み込む必要性がありやなしやというところが絡んでくるのですが、その辺りのお考えはどうですか。

渡辺委員

これは国に報告するというものですので、市民に伝わりやすい報告としてこれとは別にそういった文言も必要なのではということですか。

確かに、国への報告としては、今会長さんがおっしゃった内容で良いと思います。

藤井会長

わかりました。

ご意見として承らせていただきます。
その他いかがでしょうか。

齊藤委員

世界遺産センター開業後に、もう一度定点で従前前、従前後歩行者数を計ったということですが、同時に滞留時間は調査されたのですか。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

滞留時間の調査は行いませんでした。1月の上旬に、こんなにもお客さんが来るのかという現状がありましたので、今回一番どうなのかなと思われる歩行者数×についてまずは確認するべきであろうということで急ぎ調査をしました。

齊藤委員

おそらく予想からすると111分は大きく上回っているだろうと思いますけれども、調査は引き続きやっていくことが大切なのかなと思いますので何かの時には調査をお願いします。

藤井会長

その他、ございますか。

……………「意見なし」……………

それでは無いようですので、「その他の数値指標について」ですが、先ほど市民向けの資料としてはという意見もございましたが、国に提出する資料ということ考えますと事務局案のままでよろしいですか。

……………「はい」の声……………

ありがとうございます。異議なし多数と認めます。

それでは3点目の「今後のまちづくりの方策」ということですが、事務局より説明をお願いします。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

審議事項の③「今後のまちづくりの方策」についてご説明させていただきます。資料の様式2-2の一番下になります。庁内検討委員会や市民アンケート

でいただいた意見を考える中で、市が今後どういったことをやっていかなければならないのかということを取りまとめたものになります。

富士山世界遺産センターの開業後、観光客が増加しているため、新たな溜まり場作り、電線地中化、神田川のライトアップ等修景施設整備を行い、昼も夜も魅力的な滞留地区空間の充実を図り、宿泊施設の誘致、民間飲食施設の出店により「滞在するまち」を創出する。

富士山世界遺産センターの開業により、駐車場待ち等による渋滞が土日等に発生しているため、イベント時を想定した駐車場混雑時の迂回、誘導方策を検討し、市街地の渋滞緩和を図る。市道の見通しの悪い場所、事故多発箇所、歩道未整備箇所等の道路改良や歩道整備を進め、さらに安全安心な交通環境を創出する。商店街のイベントを支援し、中心市街地の東西軸に集客施策を行い、まちなかの活性化を計る。こういったものが今後必要なのではないかと出たものになります。説明は以上です。

藤井会長

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

渡辺委員

まさにここが大切なところかなと思います。新たな溜まり場づくりとか電線地中化とありますが、今、富士宮市が力を入れている浅間大社の参道軸周辺の取り組みが言葉としては入っていないと思いますが、世界遺産センターから浅間大社に向かういわゆる参道軸、また民間の建物になってしまいましたが、あれがなければいいなといろいろとありますので、周辺の建築物についての考え方、そういったものがこの中に入れられるものなのかどうか。また、電線地中化とは具体的にはどの辺りのことなのか、この3点についてお伺いします。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

1つ目の参道軸についてですが、具体的に参道軸は世界遺産まちづくり整備基本構想の中に入っておりまして、こちらで実施中でありまして、この中には明確には載ってきてはいないということになっております。2つ目に民地の事業も入れられるのかということですが、入れることはできると考えております。最後に電線の地中化についてですが、具体的にここというようには決まっていません。周辺を見ながら電線が目立ってくるようでしたら場所をしっかりと定めながら進めていくべき方策と考えております。

都市整備部長

電線地中化につきましては、他の部署が管轄で調査が来ております。世界遺産センターの北側の道や南側の県道については現在地中化を実施したいと国に挙げている最中です。

渡辺委員

民間の建築物に対する考え方も入れられるということですが、周囲の景観をよりよくしていくためにどういうふうに入れられるかということですが。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

民間の建築物を勝手に一つ想定しておりましたが、それをすべてに当てはめてどこも、どこもとは考えておりません。事業として進めるにあたって必要な場所は入れることもできるということです。

渡辺委員

この中に民間飲食施設の出店と書かれているものですから、民間事業者の承諾も得ながら景観の改善に取り組んでいくといった文言も入れられたらと思いますので。

藤井会長

今の「民間事業者の承諾も得て、周辺整備も進めていく」といった意味合いの文言を付け加えるというご提案についてですが。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

方策としては大丈夫だと思います。

藤井会長

もしくは「神田川のライトアップなどの周辺施設整備を行い」の「など」に事務局として、民間事業者の景観改善も含まれているのか、そのあたりは私にはよくわかりませんが。

都市整備部長

景観で現在いろいろなことをやっておりますが、「民間の」と書くのか「周辺の」という程度で書くのかですが、民間に無理やりやらせるようなことを書いた場合の反響もありますので、「周辺の」のようなやわらかい言葉で検討させていただければと思います。

藤井会長

事務局としましては、「周辺の」ということを組み込みながら事業者の協力を得ていくといった文言を付加していく方向で考えていくということによろしいですか。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

はい。

藤井会長

その他どうでしょうか。

渡辺委員

世界遺産センターをまちづくりにどう活かしていくのかということが今後重要になってくると思います。富士宮市として来館者のリピーターをどう増やしていくのか。これはもちろん県との協議になろうかと思いますが、県と連携して世界遺産センターのリピーターを増やしていくのかも課題なのではと思います。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

県の方でもリピーターを増やしていくためにいろいろなことを考えているということはいいただきましたので、市の関係部署や県とも連携を取りながら市の魅力も増やしていきたいなと思います。

藤井会長

こちらの方は文言というよりも、これから事務局が関わる思い、姿勢というものということでよろしいですか。

その他いかがでしょうか。

それでは質問等ございませんようなのでお諮りしていきます。先程内容について、「周辺地区の整備について協力を」と言った文言を付記するということですが、こちらにつきましては事務局もその対応は可能であるということです。方策の内容につきましてはご異議ないという形によろしいですか。

……………「はい」の声……………

ありがとうございます。異議なし多数と認めます。

先ほどご意見いただいた内容につきまして、事務局より本日の審議を受けた形で都市再生整備計画事業の事業評価シートの反映につきまして報告いただきます。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

左側のスクリーンをご覧ください。①資料の達成状況と効果、発現要因ですが、委員会の意見として「事務局提案とする」②その他の数値指標として委員会意見は、「事務局提案とする」。③今後のまちづくり方策の作成について、委員会の意見として「周辺の協力を得ながら継続して修景整備を行う。」を追記する。以上となりました。

藤井会長

① ②につきましては今後に対してあるいは市が今後県の協力を得ながらという案件が出てきますが、これらについては今回の評価シートには記入されていないため、国に報告する事項として③のところで修景の施設整備につきまして「周辺の協力を得ながら」「継続して」といった意味合いを付記するといった形になります。

これに対しましてご意見を頂けたらと思います。

具体的な文面につきましてはこれから書き込みをしていただきまして最終的には事務局案から出てきた内容を正しく反映できているかどうかは私の方で一括確認させていただくことで進めていきたいと思っております。この付記された内容が書き込まれているということを確認させていただくということで了解していただくということによろしいですか。

………… 「はい」 の声…………

はい。ありがとうございます。

それでは以上をもちまして、審議事項に関しましては終了させていただきたいと思っております。

続きまして、次第の4、報告事項3件ございます。まず1件目の富士宮市都市計画マスタープランの改定についてということで、今回、中間報告でございます。こちらにつきまして事務局からご説明していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

事務局（都市計画課計画係技師）

都市計画課の堀水と申します。よろしくお願いたします。

それでは報告事項（１）富士宮市都市計画マスタープランの改定についての（中間報告）をさせていただきます。

説明資料は配布させていただいております、右肩に資料１、資料２、資料３、資料４、資料１－１、資料１－２、資料１－３を用いて、説明時間３０分程度を予定しております。

また、資料１の２枚目については修正があったため、本日お配りした資料の差し替えをお願いいたします。

それでは座って説明させていただきます。

それでははじめに資料１、これまでの検討概要について説明させていただきます。資料１をご覧ください。

平成２９年度はマスタープラン改定の方向性を整理するにあたり、「現状整理と分析」としまして、庁内各課ヒアリング、上位関連計画の整理、アンケート調査、第１回目の地域まちづくり協議会を実施しました。

１）庁内各課ヒアリングにつきましては、関係各課が所管する都市計画マスタープランに関連の深い施策の内容や課題、地域との連携状況、今後の見通し等を把握するために実施させていただきました。各課ヒアリングの内容につきましては、今ご覧いただいている資料の３ページ目に「庁内ヒアリングの結果概要」として、現行マスタープランの都市づくりの方針ごとにまとめさせていただきました。

資料１ページに戻りまして、２）上位関連計画の整理としまして、整理した関連計画を表にまとめました。こちらは今ご覧いただいている資料４ページ目に、「上位関連計画整理の概要」として、現行マスタープランの都市づくりの方針ごとにまとめさせていただきました。今後これらの関連計画と連携・整合を図りながら改定を進めていきます。

資料２ページに戻りまして、３）アンケート調査につきましては、都市づくりに係る課題把握や将来像の検討等に対し、市民意見を反映するために、全体構想市民意向アンケートと地域別構想住民意向アンケートを実施しました。

調査対象者の抽出では、前回アンケートと同じ（２０１１年実施）、１６歳以上７９歳以下とし、地域別、年齢別、男女別を考慮して抽出を行いました。

全体構想市民意向アンケートでは、３，０００通の配布に対し、回収が１，１２６通で、回収率は３７．５％となっております。

地域別構想住民意向アンケートでは、２，０００通の配布に対し、回収が６６７通で、回収率が３３．４％となっております。

アンケートの調査結果につきましては、資料１－１「富士宮市都市計画マス

タープラン全体構想市民意向アンケート調査」、資料1-2「富士宮市都市計画マスタープラン地域別構想住民意向アンケート調査」としてまとめましたので、後ほどご確認ください。

資料2ページに戻りまして、4)第1回地域まちづくり協議会につきましては、現自治会の12の支部で協議会を開催しました。第1回目は地域住民の生活実態を把握するために、日常生活の行動範囲の整理と地域の暮らしやすさや課題の抽出といった2つのテーマでグループワークを実施しました。資料1-3として各地域の状況を「地域別カルテ」としてまとめましたので、後ほどご確認ください。

つづきまして資料2、全体構想の検討の方向性について説明させていただきます。資料2をご覧ください。

1)近年の取り巻く社会動向と都市づくりの検討課題としまして、富士宮市の都市構造と、これまでの社会動向を踏まえ、「今後の都市づくりの視点」として「地域特性を活かした産業立地の推進」、「魅力創出による観光交流機能の強化」、「市街地、集落環境の拠点性の向上」、「低未利用地活用等の土地の管理システムの構築」、「地域間の移動の利便性の向上」の、5つをあげさせていただきました。

また改定に向けた検討課題では、「都市基盤の新規整備から適正管理への比重の変化、まちなかの適正な更新の必要性」といった現状や課題に対し、「都市ストックの有効活用の手法の確率と都市機能の維持・向上」や「都市計画事業の進捗管理システムの構築による適切な都市経営の推進」といった検討事項をあげさせていただきました。

次に、2)全体構想の改定作業の進め方としまして、これまでに各種基礎データなどから抽出した検討課題をもとに、今回は都市づくりの方針の分野別計画の改定にあたって、市民意向アンケート、庁内各課ヒアリング、上位関連計画を踏まえ、現行計画の成果と課題、改定に向けた新たな反映事項、現行計画の総括・再構成に向けた考え方の整理を行いました。

次回以降は、改定計画の検討としまして、施策の更新に向けた整理を、施策の達成度と継続の必要性からA、B、C、Dの4つの指標に分類していき、将来都市構造の整理と合わせながら、計画骨子の作成、素案の検討を行っていきたいと考えております。

つづきまして資料2ページ、3)全体構想市民意向アンケートの主な結果としまして、市内の現況把握に関する事項を記載させていただきました。

問3-1富士宮市のまちづくりの取組みの満足度については、現行計画の5つの目標に関連する事項について調査を行いました。

1番満足度が高い項目は⑫富士山や朝霧高原の大自然の保全、次いで⑬市街

地や市街地周辺の水や緑など自然環境の保全、となっており、5つの都市づくりの目標の中では「水と緑豊かな環境と共生する都市づくり」が他の目標より満足度が高い結果となりました。反対に不満・やや不満が高い項目は④道路やバスなど公共交通の充実、次いで②中心市街地の施設の充実や経済活力の向上、となっておりました。

次に、問2-1 富士宮市全体をみた満足度についてですが、こちらは現行計画策定時に実施したアンケートと比較してみると、③歴史的資源の保全活用状況の満足度が大きく向上しています。反対に⑧公共交通の利便性について、は不満・やや不満の割合が前回アンケートより増加している結果となりました。

資料3 ページに移りまして、問4-2 富士宮市の将来イメージについてですが、前回アンケートでは①緑豊かな自然環境や清流を大切に、環境に配慮したまちの割合が高かったが、今回のアンケートでは、⑤富士宮駅周辺の中心市街地に商業が充実した活気あるまち、の割合が1番高くなっています。次いで、前回アンケート同様⑧福祉や医療などが充実した健康福祉のまち、が高い結果となっておりました。

つづきまして問4-1 これからの富士宮市のまちづくりの重要な課題についてですが、今回のアンケートで最も高かったのが、⑥富士宮駅周辺における商業や医療など多様な施設の充実、であり、前回アンケートから比較してみても課題意識が強まっています。また世界遺産に関連する回答も比較的多く、都市景観の向上に対する課題意識の高さもうかがえます。反対に⑰道路の拡幅や舗装の修繕工事など、道路の計画的な整備について、は前回アンケートから大きく減少した結果となりました。

次に、問1-2 行動をとるときの主な「行先」と「交通手段」についてですが、①通勤通学、②日常的な買い物、④病院、診療所では「お住いの地域内」が最も高く、③の家電や家具、趣味の買い物は「富士宮駅周辺」が最も高い結果となり、いずれの場合も「自家用車」の交通手段の割合が80%以上と最も高く、自動車による移動に依存している傾向がわかりました。

資料4 ページに移りまして、4) 都市づくりの方針（分野別計画）の整理として現行計画の都市づくりの方針ごとにまとめさせていただきました。

表の説明をさせていただきますと、表の縦方向が現行計画の都市づくりの方針です。横方向の「これまでの都市計画マスタープランの成果と課題」では市民意向アンケート結果より把握できる実態や庁内各課ヒアリングから把握できる事項から抽出を行いました。「今後取り組むべき反映事項」では庁内各課ヒアリングや上位関連計画の整理より、近年の動向として考慮すべき事項を抽出しました。

この2つの結果をもとに、「施策の更新に向けた考え方」として、1ページ目

の表で説明させていただいたA、施策の継続及び完了の検証、B、継続的に施策を推進、C、達成に向け、取組方針、実現方法を再検討、D、近年の社会動向を踏まえて、施策の方針見直し、追加、の4つの指標に分類するための「施策の達成度」と「継続の必要性」を判断する基準軸を設定しました。

たとえば、①土地利用計画を見てもみますと、「中心市街地の活力低下が懸念され、機能充実が求められている。」「世界遺産を生かした交流、景観づくりが望まれている。」などの成果と課題が抽出され、今後取り組むべき反映事項としては、「浅間大社を中心に、中心市街地の利便性や拠点性の向上、賑わいの創出が求められている。」などがあげられた中で、表の縦軸の施策の達成度の判断基準としては、「それぞれの地域特性に応じた合理的な土地利用を図れているか」、表の横軸の継続の必要性の判断基準としては、「それぞれの地域特性に応じた環境保全を図ることができるか」、「地域の活力向上につながる土地利用を図ることができるか」といった基準を設定しました。

今の施策が、地域特性に応じた合理的な土地利用が図れていれば、達成度は高く、地域特性に応じた環境保全や地域の活力向上につながる土地利用が図れていれば、継続の必要性が高いと判断でき、Bの継続的に施策を推進に分類されることとなります。このような形で、土地利用計画の各施策についてA、B、C、Dの分類を行っていきます。

他の計画につきましても同様に、「都市計画マスタープランの成果と課題」と「今後取り組むべき反映事項」から達成度と継続の必要性について施策の判断基準を設定しました。

次回以降は、今回設定している基本軸をもとに、施策の更新に向けた整理を、施策の達成度と継続の必要性からA、B、C、Dの4つの指標に分類していき、将来都市構造の整理と合わせながら、計画骨子の作成、素案の検討を行っていきたいと考えております。

つづきまして資料3、地域別構想の検討の進め方について説明いたします。資料3をご覧ください。

1) 地域ごとの現状整理としまして現行計画の11の地域ごとに地域のデータやアンケート調査、第1回地域まちづくり協議会での結果を踏まえ、地域ごとの特徴を「地域特性」、「都市基盤」、「住民の生活圏と意向」ごとに整理しました。大宮東地域を見ますと、地域特性としまして人口は減少傾向、世帯数は増加傾向となっており、都市基盤としましては、国道139号や県道414号が交通軸となるが、市街地に未整備の都市計画道路もあるとなっております。住民の生活圏域、意向としましては、地域北側は生活利便施設が集積し利便性が高いが、地域南側は明星山の豊かな自然があるが、利便性が低いとなっております。

各地域の詳細につきましては「資料1－3の地域別カルテ」をご覧ください。

つづきまして、資料2ページ、裏面にうつりまして2) 地域別構想の現況・課題と地域区分の考え方としまして、地域別構想の現況をみると、北部を中心に市街化調整区域が広がっている中で、課題としては、各地域に施策投入の継続性の難しさがあるのではないかと。また、各集落の活力低下に伴い、地域単独での生活機能の維持の難しさがあるのではないかとといったことが想定されます。このことから、これからの地域区分の考え方として、各地域の特性に応じ、要点を絞った支援や施策の展開、一方で地域単位での生活水準の維持・向上のために、複数の集落での機能補完・連携を行いながら、地域経営を行っていく体制づくりが必要であると考えます。これからの各地域への施策展開の考え方として、「施策効果の向上と、広域的な施策展開を念頭に置いた地域別構想」とし、地域間での共通課題などをブロックごとで検討することにより、行政負担の軽減や地域間での機能補完・連携ができると考えます。

今までの話を整理しますと、地域別構想の地域は現行計画の11地域をベースとし、隣接した地域で共通の課題があったとき、一緒に課題解決した方が施策の効果が高いものを「ブロック」という単位で設定するものです。

それを踏まえていただき、次の地域間でのブロック形成の考え方について説明させていただきます。

【ブロック形成における留意点】としまして、複数地域での対応により効率性向上が期待される施策に対し、効果を高めることを目的とするためのものであり、すべての施策をブロック単位で行うものではありません。ですので、各地域の「まちづくりの目標」は、現行の地域区分単位で設定をしていきます。

次に【政策的要因への配慮】としまして、これまでの地域別の施策の継続性を確保するために、現行の地域区分を基本とし、旧自治会範囲や地域振興施策の取り組み範囲も考慮しながら、ブロックの組み合わせを検討します。

次に【地域特性に応じたブロック形成】としまして、各地域の土地利用・都市基盤・都市環境の観点や、アンケート、地域まちづくり協議会から把握できる地域住民の生活実態から、課題が共通する、隣接地域と課題解決の補完関係にある等を踏まえた組み合わせとします。ブロック内での共通する地域課題は、地域ごとに示す「まちづくりの基本構想」の中の重要取組み事項とし、従来の地域区分を超えて、官民連携での解決方針を示していきます。

3) ブロック形成のイメージとしまして、表の左から集落単位、現行計画の地域別構想の11地域、中学校区、現在の自治会支部、人口規模となっております。

ブロック形成の考え方(案)としましては、先ほどの3つの考え方を踏まえてブロック単位を暫定的に「まちなかブロック」、「東部ブロック」、「中央部ブ

ロック」、「北部ブロック」、「西部ブロック」と設定しました。ブロックごとに現時点で想定される重要取組事項も記載させていただきました。

「まちなかブロック」では、まちなかの活力低下への対応や幹線道路の渋滞緩和、沿道の利便性向上、都市における居住環境の向上などが第1回の地域まちづくり協議会やアンケート調査の結果から、想定されるのではないかと考えております。

同じように、他のブロックについても、重要取組事項に想定されるものを記載させていただきました。

次に、4) 今後の地域まちづくり協議会の進め方についてです。

第2回地域まちづくり協議会では、現行の地域区分ごとに協議会を開催し、第1回での内容やアンケート調査の結果を踏まえ、地域ごとのまちづくり目標を設定するとともに、地域別構想として取り組むべき施策の方向性を抽出します。各地域の第2回地域まちづくり協議会の結果を踏まえ、隣接地域との取組事項の共通点を整理します。

第3回地域まちづくり協議会では、ブロックごとに重要取組事項を抽出することを想定し、地域間での連携事項と、地域ごとに取り組むべき事項を整理し、ブロックになりそうな地域においては、ブロックごとでの検討を想定しております。

第4回では第3回までの内容を踏まえ地域別構想、実現化方策のとりまとめを行っていきます。

続きまして資料4、市民懇話会について説明させていただきます。資料4をご覧ください。

1. 市民懇話会の位置づけ、としまして、都市計画マスタープランを策定するにあたり、市民の意見を反映して、都市の将来あるべき姿や都市づくりの方向性を定めていかなければならないことから、市民懇話会では、全体構想を策定するにあたって、広く市民の意見を反映させる場として、各種団体等の代表者などで組織する会議を開催するもので、3年間で計5回を予定しています。

次に2. 市民懇話会の目的としては、全体構想の土地利用計画などの分野別計画において、議論を深めることを目的としています。庁内で組織された、策定委員会や幹事会が素案の作成、検討を担う委員会であるのに対して、市民懇話会は、課題や近年の社会動向を踏まえて専門家の知見や市民意向を反映し、民間事業者や市民の担い手による実現性のある都市づくりを進めるために、対話方式での意見交換を実施していきます。

つづきまして2ページ目、3. 市民懇話会のスケジュールとしまして、現行計画や総合計画などの上位計画と、全体構想に関する市民意向アンケート調査結果を踏まえて、テーマの案を抽出します。そして本日の都市計画審議会の意

見を踏まえてテーマを決定します。テーマ別にデータ及び課題を整理した段階で平成30年度前半の5月頃からテーマ①～④を開催し、意見反映を踏まえ、パブリックコメント前にテーマ①～④の取りまとめ報告をテーマ⑤として開催します。

次に、4. テーマの設定方法ですが、現行計画や総合計画基本構想の内容に関連が深く、富士宮市の都市づくりにまつわる社会動向や都市計画マスタープラン改定に向けた検討課題に対応する上で重要な検討事項を市民懇話会のテーマに設定します。テーマとしては、現行計画や総合計画基本構想の記載事項を分類した上で、特に専門家や市民団体から実現性の高い意見を引出すことができ、都市づくりの施策として反映することが期待できる事項として、次のページの表1に整理をしました。

現行計画の全体構想における基本方針と総合計画における都市づくりに関連の深い事項を分野別に整理し、計画を踏まえ、テーマAの「市街地活性化」、テーマBの「生活道路・交通安全・公共交通」、テーマCの「防災、コミュニティ」、テーマDの「自然環境と調和した住環境形成」、テーマEの「市民協働」の5つのテーマになり得る項目を抽出しました。

次の4ページでは抽出した項目ごとに、先程の、テーマA「市街地活性化」では「富士山の麓のまちにふさわしい、魅力ある市街地整備の方向性について」、テーマB「生活道路・交通安全・公共交通」では「地域で暮らし続けられる移動・交通環境の実現について」などのテーマ案を設定しました。また、今年度実施した市民意向アンケート調査の中で、満足度が低い事項や重要な課題とされる事項、将来のイメージとして重視されている事項を特定し、テーマ案の修正を行っていきます。

続きまして5ページ、5. 各回のプログラム案についてですが、まだこちらでも概要案となっております、各テーマに関連の深い民間事業者や市民の方、コーディネーターの方に参加を依頼したいと考えております。現段階では、打診はしていませんが、参加者の案としまして市民代表の方々を示しています。各回で冒頭に事務局より現状課題及び今後の計画策定における要点整理を示し、コーディネーターより、テーマに関連するまちづくりの取組事例、富士宮市での計画検討における留意点をお示しいただき、対話方式の中で意見交換し意見抽出をします。

また、第5回では、第1～4回に参加した市民・民間団体にご参加いただき、意見の取りまとめ、全体構想への反映事項を報告するとともに、計画実現に向けた官民連携、市民参加についての議論をします。

最後に6ページに移りまして、市民懇話会の進行イメージとして、開催概要や会場イメージを記載しましたので、ご確認ください。

以上で報告事項(1)富士宮市都市計画マスタープランの改定についての(中間報告)の説明を終わります。ありがとうございました。

藤井会長

ありがとうございました。非常に幅広く全体像を説明していただきました。今回中間報告ということですが皆様方にただ今事務局より説明のありましたものについて、ご質問、ご意見、あるいはマスタープラン策定にあたっての留意点ありましたら出していただきたいと思います。内容に関しましてはどの観点からでも結構です。お気づきの点からお声掛けいただけたらと思います。

渡辺委員

資料2の全体構想の検討の方向性についての1)近年の取り巻く社会動向と都市づくりの検討課題の中で示されている赤字の今後の都市づくりの視点についてですが、総括的な表現になっているので具体的にどういうことを言っているのですか。「低未利用地活用等の土地の管理システムの構築」とありますが、これは空き家や空き地の利活用するためのシステムを構築することなのかということと、「地域間の移動の利便性向上」は公共交通の改善を意味しているのか、また「市街地・集落環境の拠点性の向上」についても具体的に説明をお願いします。

事務局(都市計画課計画係技師)

「低未利用地活用等の土地の管理システムの構築」についてですが、先ほどお話があったように、空き家の問題等も出てきており、都市の空洞化、スポンジ化現象等、今後の都市づくり、まちづくりを行っていく上でシステムの構築が課題を解決する1つの手法になってくるのではないかとということで都市づくりの視点を挙げさせていただいております。「地域間の移動の利便性向上」につきましても、公共交通の問題もありますが、地域別構想の部分においても、まちづくり協議会を開催していく中で「移動が大変になってきている」という意見もありますので、地域ごとで移動の解決策なども見据えていけるのではというところで「地域間の移動の利便性向上」と書きました。

各5つの視点につきまして明確にこういう施策を行うというところまではまだ至っていないのですが、具体的なまちづくりをしていく中でこの5つが最もポイントになってくるのではないかとということで今回挙げさせていただきました。

藤井会長

「市街地・集落環境の拠点性の向上」についても説明をお願いします。

都市計画課長

「市街地・集落環境の拠点性の向上」についてですが、市街地と郊外では抱えているに問題は異なります。北部では生活利便施設の商店等が閉店してしまっていて物を買うところがないということがあります。そういったものを封鎖するのではなく行政の施設と合わせて生活利便施設も拠点づくりをする中で整備していったほうがいいのではないかということです。また、市街地についての拠点性の向上ですが、市街地で抱える問題といいますと渋滞などがあげられますが、これらを解決していこうというものです。先程の「低未利用地活用等の土地の管理システム構築」につきましても担当から話がありましたが、空き家、空き地問題、郊外ですと耕作放棄地など本来の使われ方をしていない所もそのままにしておくのではなく、何らかの形で管理していき有効活用していこうというものです。

「地域間の移動の利便性」につきましては、これから高齢化が進み、自動車を運転できなくなったときに移動手段の問題が出てきます。そういった方たちの移動をどうしていくのかということが視点となっています。

渡辺委員

いろいろな課題をここに圧縮しているのでわかりづらいのだと思いますが、1番重要なところになりますので、なるべくわかりやすい表現でお願いします。

都市計画マスタープラン改定に向けた検討課題の抽出について、人口予測のグラフが載っていますが、改定するにあたっては、今後10年間の人口予測が出てくると思うのですが、将来的に10年だけではなくて、今後富士宮市がどうなっていくのかということを経期的な人口予測という視点も、今後のまちづくりをする上で重要になってくると思います。人口予測のグラフの示し方についてはどのようにお考えでしょうか。

都市計画課長

現行計画も平成14年に策定しましたが、20年先を見据えた長期計画となっています。従いまして今回策定する計画も20年先を見据えた計画となりますので、当然人口推計も同等の期間ということで推計しながら計画づくりをしてまいります。

渡辺委員

人口減少ということは皆さん、なんとなくぼんやりとは危機感と言いますか意識は持っているのですが、出産年齢の女性人口がどんどん減っていくなど具体的な数値で今後20年間の推計を出していく。もちろんまちづくり、定住、移住政策で人口を増やしていくという取り組みもやっているのですが、必ずその予測通りにはならないとは思いますが、大きな課題ですのでどう示していくのかということを含めて今後よく考えていただきたいと思えます。

藤井会長

私も1つお伺いしたいのですが、先ほど「今後の都市づくりの視点」のところでの「市街地・集落環境の拠点性の向上」という考え方ですが、今、国の制度で立地適正化計画制度（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）というものがあります。こちらを富士宮に置き換えてみると、かなり市街化調整区域の中に居住されている方たちもいるので、市街化区域の中に居住用途区域などを設定して人口を緩やかに誘導していくという考え方よりも、既存集落ということを中心に残しながら地域間の移動の利便性向上という形で市街地は市街地、集落は集落としてこれからも永続的に残していくというスタンスをとったという理解でよろしいでしょうか。

都市計画課長

まさにそのとおりです。

藤井会長

その他いかがですか。

植松委員

今、今後の都市づくりの視点のところでもわかりにくい、具体性がないといったことが出ているのですが、実際に現行の計画ができた時には、まだ人口が増えている状況の中での計画ということで、今後人口減少に向かっていく中で実際人口減少によって起きる状況というのは、なかなか今の時点では実感として湧いてこないこともあります。これから年々深刻になっていくということが十分予想される中でこの計画を見ると、特にブロック形成を見ると、コンパクトシティの考え方の中のある程度集約をする前段階としてある程度のエリアごとに分け、その中でとりあえず一時的に形を作って最終的にはその中でまとめたいこうという感覚にとれるのですが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

都市計画課長

ブロック形成の考え方ですが、あくまでもブロック前提ではなくて今度の新しい計画も現行と同様、支部単位で基本的には地域別構想は考えていきますが人口の問題等ありますので、まずはブロックありきでその中で効率的にやっついこうというのではなくて支部は支部で地域の考え方をし、もう少し大きな枠組みの中で考えた方がより効果があったりだとか効率的ではないかといったものが、もう一つの大きな枠組みで考えるということになります。あくまでもベースは現行計画のものと考えていただいて、それを無理やり統合して効率的にやっついこうというものではないということをご理解いただきたいと思います。

植松委員

ただ、行政というのは市民に対してストレートにものを言わない部分があります。将来的に人口減少によって存続できるのかといった深刻な状況になっている地区もあるわけで、そういう危機感をある程度市民にも持ってもらった上で、こういった都市計画というものを考えていく必要はあるように思います。ですので、もう少し具体的なイメージを持てるような言葉の表現をしてもいいのではないかなと思います。あまり楽観的なことを言っても仕方がないわけですので。

都市計画課長

委員さんがおっしゃることも確かですが、行政側から一方的に枠組みを押し付けるのではなくて、私共も市内11地区の地域まちづくり協議会に出向きますと地域の方々は地域の課題というものを的確に捉えていらっしゃいます。街中でもかなり地域コミュニティが立ち行かなくなっていることはどこの地域でもおっしゃっていたことですので、その中からこの地域をどうしていこうかということは住んでいる方々が考えていただいて、よい方向を見出していただければ行政として応援していき、こういう計画の中にも取り込んでいくという考え方で進めてまいりたいと考えております。

藤井会長

なかなか難しい表現ですね。マスタープラン等で人口は増えないけれども減らさない施策をどうやってとれるのか、維持していくためにはどうしたらよいのか、外出行動がとれる地域、とれない地域がだんだん出てきた場合、外出ができない地域に関してはサポートの手をそこに伸ばす手立てはないだろうか、というようないろいろな存続の手立てというものを2つ目に考えていくわけで

す。そうしたときにこの富士宮の中で、かなり中心性を持った都市構造になっていて裾野の部分であるとか、北部に行けば行くほど市民サービスとしてインフラで物を享受することがなかなか難しくなってくる。そういったところをある年齢の中で地区としてどういった整備計画を立てるのかという方針に基づいてそれを住民の方にどう理解していただくのかというところから始まらないと全体の計画を理解していただくアプローチをした中で、市民協働といった考え方がありますが、将来的には住民の方たちが市と協働してやることはやぶさかではないですが、さらに住民の方たちが判断して、住民としてそれを責任を持って行動する仕組みまでも作らなくてはならない。「住まう」ということに関しても、住民がただそこにいるだけではなかなか住まうことはできないのだよということの計画の方向性を打ち出していく。その地域に住んではいけないという政策は立てられませんが、市として重点的な計画をどこに置いているのか、かつ横の連携を持つような町丁単位で補完できることはこのようなゆるやかなブロック制の中でフォローすればいいし、単独で賄えないところはそういったところで担うんだよという姿勢がひとつのブロックの定義。ブロックの説明の仕方を一步間違えると、全体をまとめすぎるのかということにもなってしまいますので、その辺は事務局からのまちづくりの具体的な事務説明の大事な要件になってきます。その辺を大事に扱っていただけるといいかなと思います。

植松委員

住民がしっかり判断をして、これから自分たちの地域をどうしていくのかという結論を出さなければならないというところが非常に大事なところ。住民にわかりやすいデータというものを提示、周知していただかないと。イメージ的なものばかり出して話をしていくのではなくて、しっかりとした将来的なデータ、統計を出していただいて判断を仰ぐというところをしっかりとやっていただきたいなと思います。

藤井会長

その他いかがでしょう。

菅原委員

今後の都市づくりの視点のところ、最近観光階層そのものがものすごく変わっています。「魅力創出による観光交流機能強化」で行くと、従来の狭い観光階層にしかまだ視点を置いていないように思われます。わたくしが今協調しているのが、住んでいる人が誇りを持ってないようなところに、よそから来ても魅力はないということです。それが従来の観光地づくりで言うと、世界遺産セン

ターという、住んでいる人に関係のないところにお金をかけて、そこに一過性で人を呼ぶということをまだ続けており、リピーターという形で人を呼べないということです。まずは、1回外に出た若者を富士宮はすごくいいから戻って住むということをPRできるような措置がないと、いくら世界遺産センターに来て、1回で終わってしまいます。TVでも取り上げられていますが、スマホ等で写真をPR用に使うと、外国人が“いい”と評価するのは、日本人か評価するのとは全く違ったところのようです。そういう視点が、あまりこういう計画には入っておらず、これをベースにやっていると魅力づくりがどんどん遅れて行って、人を呼べないと思うのです。

観光というのは独自性ではなくて、まずは住む人がどういうふうに誇りが持てるのかということから、観光の“光”の部分を考えていただきたいなと思います。それは今やらないと作り上げられないもので、後進地になってしまう恐れがあります。だからその辺の考え方をもう少し変えていただきたいと思います。都市計画課とか観光課ではなくて、まずは富士宮市全体として何を目標としていくのかくらいの観点を持ってほしいなと思います。

藤井会長

ご意見ということですが、今、“誇り”ということがありましたがシビックプライドとよく言われて、それを市民満足度調査から評価したり、地域愛着度という形で、その場所に愛着があるか、定住年数が長い人は愛着度が高いということの評価する指標などもあります。それは市民満足度調査のキーワードから吸い上げると大体できます。今年の研究でうちの学生が千葉県の中を調べたのですが、我孫子市は昔、文芸人を多く排出できた文化度の高いと言われた地域ですが、その市民満足度は千葉県の中でも群を抜いていました。市民が自分たちが住まうにあたって、その中でどういう意識を持っているのか、それを売りにするかは別にして、やはり自分たちが自信を持っていないと人も呼べない。今、ご指摘のあった“自らが誇りを持てるものって何だろう。”というキーワードは新たなことをやってもできるし、おそらく今までの調査を少し分析することでもつながってくるものだと思います。また、先ほどの評価の方では新しく整備したものに対してみんながどういう思いを持っているのか、または、どちらかと言うと作ったものよりも、その市民の人たちが介在している誇りになる部分を何とか見つけて、市の計画の中心軸に置くくらいの気合でやってください。ということですので、ぜひご検討いただけたらと思います。

その他、ございますか。

よろしいですか。

…………「意見なし」…………

今日は中間報告ということですので、膨大な資料がありました。資料をお持ち帰りいただき、内容等をご確認いただき「これはどうだろう。」ということは事務局に投げてください。事務局は次のプロセスに向かってご検討いただくという形で進めていただけたらと思います。

それでは、報告事項の（２）景観重要公共施設の追加についての中間報告を事務局より説明をお願いします。

事務局（都市計画課景観係主査）

都市計画課景観係の芦川文彦と申します。私のほうからは景観重要公共施設の追加(中間報告)について報告させていただきます。

まず資料の確認をさせていただきます。全部で3枚あります。まず、A4サイズで右上に報告事項（２）景観重要公共施設の追加について(中間報告)と記載のあるもの、2枚目、右上に景観重要公共施設位置図と記載のあるもの、3枚目、左上に凡例一般国道469号等の記載のあるものです。ご確認ください。

昨年の8月の都市計画審議会において景観重要公共施設の追加案を報告、提出させていただきました。また、同年10月の景観審議会においても同様に追加案を提出、協議させていただきました。内容につきましては、景観重要公共施設位置図をご覧ください。赤色、オレンジ色、黒色で表示されているのが現在指定されている景観重要公共施設です。これに青色、黄色、緑色で表示されている県道清水富士宮線、静岡市の境から上井出交差点までの間、県道上稲子長貫線、一般国道469号、山梨県境から北山インターまでの間の計3路線を景観重要公共施設として追加する予定です。なお資料の3枚目には追加3路線の詳細が載っておりますのでまたご覧になってください。

現在3路線の管理者であります静岡県との調整を進めております。この3路線の追加により景観重要公共施設について定めている富士宮市景観計画と富士宮市屋外広告物条例の指定地域に変更が生じます。景観重要公共施設と屋外広告物条例とは関連があり、屋外広告物条例3条14号には「景観重要公共施設の境界から半径800メートルの区域は特別規定区域となる」となっており、景観重要公共施設が追加されれば、既存の屋外広告物条例上の規定地域に変更が生じます。

12月には景観計画の変更についてパブリックコメントを実施させていただき、特に意見はありませんでした。また、屋外広告物規定地域変更区域内にある157の物件のうち、広告物の高さ、色彩、表示、内容等の比較的軽度の変更を要する28件の掲出者に「屋外広告物条例規制地域変更について」の文書

通知、及び電話説明を行い、今年2月には規制地域変更による比較的影響度の低い残り129件についても文書通知を行いました。

今後の予定ですが、今月から屋外広告物条例規制地域の変更について30日までパブリックコメントを実施中です。20日には広告業者への説明会、また22日の景観審議会においてこの件について同様の説明をさせていただく予定です。さらに5月には、市議会全員協議会で「景観計画と屋外広告物条例の規制地域変更について」説明させていただき、7月または8月には景観審議会及び都市計画審議会においてこの两件について諮問にかけさせていただき、9月には正式変更を考えております。以上で中間報告を終わります。

藤井会長

ありがとうございました。ただいま説明をしていただきました「景観重要公共施設の追加について」何かご質問等ございましたら、お願いします。

よろしいですか。

……………「はい」の声……………

次に報告事項の3「来年度の都市計画変更予定案件について」事務局より説明をお願いします。

事務局（都市計画課計画係長）

報告事項(3)来年度の都市計画変更予定案件について説明させていただきます。

来年度に都市計画変更を予定している案件は、市決定案件が1件、県決定案件が1件の2件がございます。

初めに、市決定案件の岳南広域都市計画公園城山公園の変更についてです。

お手元の資料「報告事項(3)資料(城山公園)」の1枚目の位置図をご覧ください。

城山公園は、昭和38年に開設した公園で、公園の位置は、浅間大社の北側で富士宮第2中学校の東側にあります。園内には、多目的グラウンドや芝生広場があり市民の憩い場となっています。また、災害時の防災拠点機能を有する公園でもあります。

今回の変更は、公園利用者や地域の要望を踏まえ、誰もが安全に安心して利用できるよう公園及び北面・東面道路の歩道設置を含めた周辺環境整備を一体的に行い、利便性や安全性の向上並びに防災拠点としての機能向上を図るものです。この公園周辺一帯の整備のために、北面道路を挟んだ市有地を公園区

域に取り込み公園面積を確保しつつ、減少する駐車場機能を補うものであります。

資料2 ページ目をご覧ください。変更のスケジュールとしましては、具体的な計画が決まり次第、5月頃から地元や市議会などに説明する予定です。その後、公聴会や都市計画案の作成、同案の公告・縦覧を経て、来年の1月中旬頃に開催予定の当審議会でご審議をいただく予定です。

続きまして、県決定案件の岳南広域都市計画道路田中青木線の変更についてです。

初めに県が定める都市計画における市都市計画審議会の役割について説明します。県が定める都市計画については、都市計画法第18条第1項において、県は関係市の意見を聴くことと規定されております。そのため、県決定案件の田中青木線については、今後県から意見照会が予定されており、当審議会にご審議をお願いすることとなるため報告させていただきます。

お手元の資料「報告事項(3)資料(田中青木線)」の1枚目の位置図をご覧ください。

田中青木線は、将来交通量の増大に対応するため昭和36年に都市計画決定され、田中阿幸地線を起点に田中町から、中里東町を経由し、淀師の富丘小学校東側を終点とする全長約4キロメートル、代表幅員16メートル、2車線、地表式の道路です。今回は、西富士宮駅付近における約1キロメートルの未整備区間の内、県道三沢富士宮線から南側約70m地点から北側へ、JR身延線を跨ぐ跨線橋を含めて約400メートルの施工区間について変更するものであります。

現在、来年度の都市計画変更に向けて、線路を跨ぐ橋梁の構造形式について鉄道事業者との協議を進めるとともに、交通管理者や道路管理者との協議および地域住民と周辺道路の接続について調整しているところです。

資料2 ページ目をご覧ください。変更のスケジュールとしましては、具体的な計画が決まり次第、4月頃から地元を行い、その後、市議会などに説明する予定です。その後、市が県に対して都市計画案の内容の申し出を行い、県が都市計画変更の手続きを行います。田中青木線についても城山公園と同様に来年の1月中旬頃に当審議会にご審議をいただく予定です。その後、県都市計画審議会を経て都市計画変更の決定となります。

以上で、報告事項(3)来年度の都市計画変更予定案件についての説明を終わります。

藤井会長

ありがとうございました。

都市計画変更の事案2件について説明をいただきましたが、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

渡辺委員

城山公園の方ですが、資料のピンクで囲んでいるところのみの変更ということでしょうか。具体的には城山公園の北側の児童館を解体して、そこを駐車場にして間の道路を拡幅するというものだと思うのですが、具体的にどう変わっていくのかご説明ください。

田中青木線の方ですが、跨線橋の位置がこの地図ではわかりづらいのもう少し詳しく教えてください。この計画通りに進んで平成31年に都市計画決定が終了したあとの工事について現時点で計画はされているのかどうか教えてください。

藤井会長

本来、都市計画変更のところは用途の色塗りを評価するところになるので細かい内容については挙がってこないのですが、事務局から説明いただけるということですので、お願いします。

事務局（道路課主幹兼建設係長）

わたくしの方から道路事業についての説明をさせていただきます。お手元の資料カラー刷りの位置図をご覧ください。今ご質問のありましたピンク色に着色してあります大きな部分と小さな正方形の部分の間に黒く線がありますがちょうどその部分を拡幅するのが一点とピンク色に着色されているところの東側にぐにゃぐにゃと曲がった縦の道路があるのですが、そこを拡幅改良する事業です。この事業の目的は北側に灰色で塗ってあります阿幸地青見線という道路があります。ピンク色に塗ってあります部分の南側に商店街を通っている県道があるのですが、この間に駅前を南北に通る道路と浅間大社の東側を通る南北の道路があります。その縦の道路をつなぐ既存の市道がいくつかあるのですが、すべてが一方通行の道路になっております。城山公園が防災の拠点になっていたり、近くに中学校があることから横につなぐ道路を拡幅しまして交互通行できる道路を考えております。そして公園の利用者が安全に利用できるような歩道整備を行っていきたいと考えております。また、縦道の道路も歩道の幅が約1メートル20センチ～1メートル30センチですが、歩行者同士がスムーズに交互通行できるように歩道の拡幅を予定しております。また、道路のカーブを緩やかな線形にすることも考え、現在計画をしております。

事務局（都市整備課街路整備係長）

跨線橋の位置について説明いたします。位置図の赤く塗られた部分の西側に緑色に塗られたところがありますが、その南側を東西に通っているのが県道三沢富士宮線です。その道路から北側に勾配をつけて身延線をまたぐかたちで上がっていきます。身延線を越えた北側につきましては宝来屋のあたりに結びつくような形で計画をしております。

都市計画決定後の日程ですが、事業認可を取得して事業実施をしていきたいと考えております。

渡辺委員

城山公園東側の道路の拡幅を行うのに都市計画の変更が必要ということですか。

事務局（都市計画課計画係長）

公園については、交互通行にできる道路にするということなので、その分公園面積が減少してしまいますし、今駐車場に使用しているところが道路を広げることによってなくなってしまいうところもありますのでその部分も含めて北側に駐車場を設ける形で公園の機能を確保するために、公園の変更を行うこととなります。

藤井会長

その他どうでしょうか。

よろしいですか。

……………「はい」の声……………

1月に議案としてまた挙げていただけるということですので事務局の方はよろしく願いいたします。

報告事項3点につきまして無事終了いたしました。

以上を持ちまして、審議並びに報告事項につきましては終了させていただきます。このあとの進行は事務局に戻したいと思っております。ご協力ありがとうございました。

【司会】事務局（都市計画課計画係長）

藤井会長、会議の進行ありがとうございました。

最後に次第の4 その他としまして、次回の審議会の予定を申し上げます。

